

令和6年度

第1回あさぎり町農業委員会
議 事 録

開会日：令和6年4月10日（水）

あさぎり町農業委員会

令和6年度 第1回あさぎり町農業委員会総会議事録						
招 集 年 月 日	令和6年4月10日（水）					
招 集 の 場 所	あさぎり町役場 2階大会議室					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和6年4月10日 午後1時30分		会 長	杉下 和治	
	閉 会	令和6年4月10日 午後2時27分		会 長	杉下 和治	
応（不応）招委員及 び出席並びに 欠席委員 出 席 26名 欠 席 0名 ○（出席） ×（欠席） △（遅刻）	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	廣瀬 孝喜	○	14	宮原 範行	○
	2	村田 新一	○	15	西野 雅倫	○
	3	田崎 洋一郎	○	16	中村 好文	○
	4	藤本 勇二	○	17	谷川 新二	○
	5	樫木 徹郎	○	18	的射場 洋一	○
	6	吉田 利明	○	19	宮原 久子	○
	7	城本 康志	○	20	橋口 京美	○
	8	土屋 正則	○	21	竹下 正男	○
	9	松本 廣幸	○	22	北川 浩臣	○
	10	橋口 丈一	○	23	井手 久美子	○
	11	濱田 定武	○	24	深松 守	○
	12	中村 幸二	○	25	緒方 信三	○
	13	恒松 純生	○	26	杉下 和治	○
議 事 録 署 名 委 員	1 番 廣瀬 孝喜 2 番 村田 新一					
出 席 し た 農 業 委 員 会 職 員	事務局長 橋本 英樹 主幹 椎葉 尚宏					
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第4 報告第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 日程第5 報告第4号 農地法第5条許可後の事業計画変更承認について 日程第6 報告第5号 許可不要転用届について 日程第7 報告第6号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について 日程第8 報告第7号 農地の賃借料情報の提供について 日程第9 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第10 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 日程第11 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第12 議案第4号 農用地利用集積計画（第4回）の決定について 日程第13 議案第5号 あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について					

開会 午後1時30分

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** それでは開会いたします。御起立願います。礼。着席下さい。ただいまから、令和6年度第1回総会を開会いたします。初めに杉下会長より御挨拶をお願いいたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 皆さんこんにちは。お疲れさまです。天気もですね、やっと回復しまして、農作物への被害が懸念されるところでありますけれども、これから天気が回復してですね、農作物ができることを願っております。そしてまた今日が新年度の1回目ですけれども、このメンバーで総会するのは、これが最後となります。3年間お疲れさまでした。また、先般の31日のGo農'sフェスタに関してはですね、実行委員長から、お礼の文書が届いております。来場者が5,000人を超えて大盛況ということでした。能登半島地震復興支援のチャリティー募金に、25万を超える募金を頂くことができて、大変ありがたく感謝申し上げますということです。お金は、当日フェスタにこられていた、能登の農家の方に預けて、珠洲市のほうに、現金はお渡しをお願いしたということです。これからもまた、よろしく願いますという、お礼の文書を頂きました。それでは、本日の出席委員は26名中26名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、1番、廣瀬孝喜委員、2番、村田新一委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会主幹（椎葉 尚宏君）** それでは、報告いたします。資料は2ページをお願いします。今回は6件の合意解約です。解約理由について、41番は農地中間管理事業貸付けのため、42番から43番は所有権移転のため、44番から45番は第三者貸付けのため、46番は契約者変更のためとなっております。以上報告します。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会主幹（椎葉 尚宏君）** それでは、報告いたします。資料は3ページから4ページです。今回は1件の届出が提出されております。4ページを御覧ください。令和6年3月1日現在の農地所有適格法人経営概要表となっています。以上報告します。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4 報告第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第4、報告第3号、農地法第2条第1項の、農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） それでは報告いたします。資料は5ページから6ページです。5ページを御覧ください。今回は、地区担当農業委員による現地調査により、1筆の農地を非農地と判断しております。写真を御覧ください。非農地化対象農地は、上地区、畑、1筆、653㎡です。以上報告します。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第3号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で、報告第3号を終わります。

日程第5 報告第4号 農地法第5条許可後の事業計画変更承認について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第5、報告第4号、農地法第5条、許可後の事業計画変更承認についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） はい、農地法第5条許可後の事業計画変更1件について報告します。資料は7ページからになります。報告番号1番について、資料8ページを御覧ください。申請人は町内の個人の方で、計画変更する土地は1筆、地目は台帳現況ともに畑、面積は945㎡です。変更前の計画は、歯科医院として転用の許可を受けられましたが、今回、歯科医院の駐車場として事業計画の変更をされたものです。資料10ページを御覧ください。現地は上北、今井地区、JAくま中球磨営農センターの前の町道挟んで正面の場所になります。資料11ページを御覧ください。事業計画の変更につきましては、県の承認を受けておられます。以上報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第4号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので以上で報告第4号を終わります。

日程第6 報告第5号 許可不要転用届について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第6、報告第5号、許可不要転用届についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） はい、許可不要転用2件について報告します。資料は12ページからになります。報告番号1番について、資料13ページを御覧ください。申請人は町内の個人の方で、転用する土地は1筆、地目は台帳現況ともに畑、転用する面積は82㎡です。農機具倉庫として許可不要転用届を提出されたものです。資料15ページを御覧ください。現地は岡原南、斉堂地区、専立寺保育園から南へ約270メートル、あさぎりホームから東へ約500メートルの場所になります。周囲の影響等はないと考えることから、許可不要と判断しました。

次に、報告番号2番について、資料16ページを御覧ください。申請人は町内の個人の方で、転用する土地は1筆、地目は台帳現況ともに畑、転用する面積は158㎡です。農機具庫として、許可不要転用届を提出されたものです。資料18ページを御覧ください。現地は深田西、新地区、新深田公民館から北西へ約150メートルの場所になります。周囲への影響等はないと考えられることから、許可不要と判断しました。以上、報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第5号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので以上で報告第5号を終わります。

日程第7 報告第6号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第7、報告第6号、令和6年度最適化活動の目標の設定などについての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） はい、令和6年度において、あさぎり町農業委員会が取り組む最適化活動の目標を設定しましたので報告いたします。資料19ページを御覧ください。ローマ数字Ⅰの農業委員会の状況、1、農業委員会の現在の体制は、令和6年4月1日現在により、2、農家農地等の概要は、直近の農業、農林業センサス及び耕地及び作付面積統計に基づき記載しています。資料20ページを御覧ください。ローマ数字Ⅱの最適化活動の目標、1、最適化活動の成果目標の（1）農地の集積は、令和5年度末の集積率70.7%に対して、6年度末の目標集積率を75%に設定しています。なお、あさぎり町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針では、担い手への農地利用集積目標を、令和11年度末において80%に設定しています。次に、（2）遊休農地の解消は、令和6年度に新規発生する緑区分の遊休農地の解消面積を、令和5年度に解消した実績である3.5ヘクタールに設定しています。資料21ページを御覧ください。（3）新規参入の促進は、令和6年度に新規参入者へ貸付けする農地面積を過去3年度の権利移動面積の平均の1割を目標面積として設定しています。次に、2、最適化活動の活動目標、（1）推進員等が最適化活動を行う日数目標は、農業委員各位が月に活動する回数として7日を設定していますので、積極的な活動をよろしくお願いいたします。次に、（2）活動強化月間の設定目標は、9月に農業者年金の加入推進を、10月及び12月に、地域計画に係る目標地図の作成に向けた農業委員会主導での地域の話合いを計画していますので、開催の際はよろしくお願いいたします。最後に、（3）新規参入相談会への参加目標では、参加目標回数を2回に設定しています。なお、今回の目標を設定するにあたり、県農業会議との協議を3月26日に実施しております。今後は、県に報告後、町のホームページに掲載する予定ですが、県との協議の中で設定した数字等に修正がある場合は、修正した目標値によりホームページに掲載しますので、あらかじめ御了承ください。以上報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第6号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第6号を終わります。

日程第8 報告第7号 農地の賃借料情報の提供について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第8、報告第7号、農地の賃借料情報の提供についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） それでは、報告いたします。資料は23ページを御覧ください。2月総会にて、賃貸借料情報の表示の仕方、算出方法について御意見を頂きました。その御意見をもとに作成した案を3月全員協議会にて、委員の皆様と協議を頂いた結果、4月総会にて、改めて報告するものです。令和5年1月から12月までに締結された賃貸借について10a当たりの賃借料を掲載しています。最初に、地目田について、各地区の平均額と前年からの増減額を報告します。上地区1万9,000円、3,100円の減。免田地区2万100円、400円の増。岡原地区1万7,600円、2,100円の減。須恵地区1万5,900円、2,300円の減。深田地区1万4,500円、4,300円の減。あさぎり町全体では1万9,100円、1,100円の減となっています。次に、地目畑の平均額と前年からの増減額について、あさぎり町全体では7,400円、600円の減となっています。以上報告します。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第7号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第7号を終わります。

日程第9 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第9、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） はい、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は24ページからになります。申請番号1番について、資料26ページを御覧ください。譲渡人は町外の個人、譲受人は町内の個人の方です。移転する土地は1筆で地目は台帳現況とも田、面積は771㎡です。移転する契約は、反当たり50万円の売買による所有権移転です。資料28ページを御覧ください。譲受人は申請地に水稻を栽培される予定です。

申請番号2番について、資料34ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は4筆、地目は台帳現況とも田、面積は合計で6,164㎡です。移転する契約は総額80万円の売買による所有権移転です。資料36ページを御覧ください。譲渡人は申請地にWC Sを栽培される予定です。

申請番号3番について、資料42ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は1筆で地目は台帳現況とも田、面積は1,054㎡です。移転する契約は総額10万円の売買による所有権移転です。資料44ページを御覧ください。譲受人は申請地に栗を栽培される予定です。

申請番号4番について、資料50ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は1筆で地目は台帳現況とも畑、面積は397㎡です。移転する契約は反当たり30万円の売買による所有権移転です。資料52ページを御覧ください。譲受人は申請地に野菜を栽培される予定です。

申請番号5番について、資料58ページを御覧ください。譲渡人は町外の個人、譲受人は町内の個人の方です。移転する土地は1筆で地目は台帳現況とも畑、面積は2,174㎡です。移転する契約は、総額10万円の売買による所有権移転です。資料60ページを御覧ください。譲受人は申請地に苗木を栽培される予定です。

申請番号6番について、資料66ページを御覧ください。譲渡人、譲受人、ともに、町内の個人の方です。移転する土地は1筆で地目は台帳現況とも田、面積は3,825㎡です。移転する契約は贈与による所有権移転です。資料68ページを御覧ください。譲受人は申請地に水稻、大豆、野菜を栽培される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班、第2班の現地調査がありましたので、申請番号1番の案件について4番委員の藤本委員より、申請番号2番の案件について17番の谷川委員より、申請番号3番の案件について3番委員の田崎委員より、申請番号4番の案件について16番委員の中村好文より、申請番号5番の案件について17番委員の谷川委員より、申請番号6番の案件について4番委員の藤本委員より報告をお願いします。

○4番委員（藤本 勇二君） それでは農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番についてで今朝の現地調査の報告を行います。資料は、先ほど説明のとおり26ページから32ページになります。譲渡人は町外の個人の方、それから譲受人は町内の個人の方でございます。地区は免田西岡留となっており、黒田地区になります。地目は田でございまして面積は771㎡、反当50万円による、所有権移転の案件でございます。譲受人はここに水稻を作付される予定でございます。場所は、32ページを見ていただきたいと思います。地区は先ほど言ったように黒田地区になりますが、岡留公園が中央のほうにあると思いますが、岡留公園の前に町道が通っております。そこから約100メートルぐらい東にいった

ところでございます。ちょうど町道の横になりますが、現地は譲受人の住宅の隣になります。何ら問題ないというふうに、考えましたので、皆さん方の御審議をよろしくお願いいたします。以上です。

○17番委員（谷川 新二君） 続きまして、17番谷川です。農地法第3条の申請番号2番の案件について、午前中現地調査の結果を報告します。資料につきましては、34ページから40ページになります。場所につきましては、あさぎり町南側白髪岳を向いて、白髪岳下の錦湯前線沿いのウエムラテックより南側にですね、約1キロほど上がったところになります。また、西にはあさぎり町墓地公園より西側に500メートル行ったところになります。なかなかこの40ページの地図を見てもちょっと分かりづらいかと思いますが、ちょっと山沿いに上がったところになります。譲渡人、譲受人ともに町内の方で、現在もですねこちらに水稻を作っておられ、今後はWCSを作付されるということでありますので、何ら問題ないと思いますので皆様の御審議方よろしくお願いします。

○3番委員（田崎 洋一郎君） はい、3番田崎です。3条の申請番号3番の件について現地調査の報告をします。ページは41から48ページになります。場所は、48ページを御覧ください。岡原の森園カントリーパークの北側約100メートルほどのところになります。地目は田ですが、栗を栽培されるということで、もう既に苗木が植えてありました。きれいに管理されており、問題はないと考えます。審議方よろしくお願いします。

○16番委員（中村 好文君） はい、16番の中村です。農地法第3条、申請番号4番の案件について午前中の現地調査の結果を報告します。資料は49ページから56ページになります。56ページをご覧ください。場所は上小学校から南700メートル、薬師保育園より南東へ200メートルほどのところになります。譲受人、譲渡人とも町内の個人の方で、譲受人は、ここに野菜を栽培されるということです。もう現在も野菜も少しくってあり、譲受人の自宅の隣が現地になります。何ら問題ないと思いますので、御審議方よろしくお願いします。

○17番委員（谷川 新二君） 5番目の案件で谷川です。農地法3条の申請番号5番の案件につきまして、調査結果を報告いたします。資料は57ページから64ページになります。場所は64ページを見ていただければと思います。ここはですねちょっとこの地図じゃ見づらいんですけども、先ほど言いました、錦湯前線沿いにある榎田公民館より、北側に600mくらいですね下がったところで、上村テックより600メートルぐらいに西側に行ったところになります。近くに上地区のタバコ共乾施設があるところになります。譲渡人、譲受人とも町内になります。ここはですね、今現状が竹藪になっておりまして、譲受人はですね、きれいにされて苗木の栽培をされるということです。何ら問題ないかと思われまので、皆様の御審議方よろしくお願いします。

○4番委員（藤本 勇二君） それでは続きまして、申請番号6番について今朝の現地調査の報告を行います。まず譲渡人、譲受人ともに町内の個人の方でございます。親子関係になります。地区は免田の久鹿地区になります。場所は後で地図で説明します。地目は田で面積が3,825㎡になります。贈与による所有権移転の案件でございます。現在はたばこのように貸付けされておりますが、将来は水稻をここに作付へされる予定でございます。72ページの地図を見ていただきたいと思います。場所はですね体育センターの北側方向になります。以前畜産センターがありましたが、その前にたばこの共乾施設がありますが、ちょうど裏側のほうに場所的にはなります。周りはほとんどたばこが現在につくられているところでございまして、何ら問題はないというふうに考えます。皆さん方の御審議をよろしくお願いいたします。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号1番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号1番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。賛成多数です。したがって、申請番号1番の案件については、原案のとおり決定しました。次に申請番号2番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号2番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、賛成多数です。したがって、申請番号2番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号3番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号3番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。賛成多数です。したがって、申請番号3番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に申請番号4番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号4番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、賛成多数です。したがって、申請番号4番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号、5番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○5番委員(樫木 徹郎君) 5番の樫木です。前、前回だったかと思いますが、譲受人の方ですね、場所的に石坂地区になるわけですが、苗木を植えるという申請されておいて、泥をですね、畑の泥を嘘に持っていかれて、前回は保留ということだったんですけども、そのあとどうなったかをお伺いしたいと思います。

●農業委員会事務局長(橋本 英樹君) はい。今の御質問の方につきましては、3条申請を現在、保留にしております。その理由としましては今言われたような内容ということで、申請人に通知を差し上げまして、改善をされた後に、審議を再開するということでお話をさせていただいております。申請人には、苗木の植栽をするなどの改善を行ったら再度申請しますと御納得されていらっしゃると思います。で、今回の案件は、また別の方になります。

○5番委員(樫木 徹郎君) 今回のこの場所は全く別なものですけれども、造園業を営まれているということで、そういうやっぱり職種柄ですね、そういう良い土を取り除いてちゅうか、持っていくちゅうかですね、そういう可能性があるんじゃないかなという感じなので、はい。どうかと思ひまして質問し

たわけです。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） はい、ありがとうございます。またその辺りにつきましては、今回、許可がおりた場合には、許可書の受領等に来庁される場合には、農業委員会として今あった話のようなことを危惧されているという旨を伝えたいと思います。

○12番委員（中村 幸二君） よかですか。はい。今の件についてですけども私もそれをちょっと心配しております、1番最初にですねもう3年以上前に、してもらったところがまだいまだに、何も植えてないという状態ですんで、簡単にしているのかなあというのが私も心配しておりました。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ほかに。ありませんか。地元地区委員さんからは何かないですか。

○23番委員（井手 久美子君） 今の現状が、ものすごく竹藪ですね、そして木が生い茂ってて周りの畑にもの凄く悪い影響を与えてます。で、私個人からすると、もうあそこは造園業さんですかね、買い取っていただいてきれいに伐採していただくと非常にありがたいというのもあるんですよね。周りが全体が、何ていうのかな日陰になるし、周りも荒れ地になってしまってるっていうのがありますんで、農業委員として、申請人さんにも、きちんとするのかどうかということも聞きますし、今の現状のままよりはいいのかなって考えます。すいません。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ありがとうございます。地担当地区委員さんの農業委員さんとかそれから、事務局で、今後どうなるかは状況を見ながらですね、指導せんばんとときには指導していきたいと考えておりますので、それでよろしいでしょうか。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） それでは、採決してよろしいでしょうか。申請番号5番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。賛成多数です。したがって、申請番号5番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号6番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○18番委員（的射場 洋一君） 18番的射場です。ちょっとお尋ねなんです、こちら譲受人の方も親子関係というのは承知の上で、今現在は時々作業に関わるとかそういうことをされてるんでしょうか。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） それにつきましては申請人さんのほうに確認したところ、今も一緒に手伝ってくれてるということで、作業についても、今後も、されていくということは確認しております。

○18番委員（的射場 洋一君） すいません一応3条の原則というのがございましたので、職種、職業的には違うけれどもそういう携わっておられるのであればということで確認した次第です。ありがとうございます。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ないようですので質疑なしと認めます。申請番号6番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、申請番号6番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第10 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第10、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） 農地法第4条の許可申請について説明いたします。資料につきましては、73ページからになります。申請番号1番について、資料75ページを御覧ください。申請人は、町内の個人の方で、転用する土地は1筆で地目は台帳は畑、現況は雑種地、転用面積は842㎡です。転用の目的は、トラックや重機等の農機置場です。資料77ページを御覧ください。申請地は雑種地や山林に囲まれた10ヘクタール未満の小集団にある第2種農地です。また、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地であることから、農機具置場への転用は可能です。81ページから事業計画書、資金計画書を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班、第2班の現地調査がありましたので、申請番号1番の案件について、16番委員の中村好文より報告をお願いします。

○16番委員（中村 好文君） 16番の中村です。農地法第4条申請番号1番の案件について、現地調査の結果を報告します。資料は73ページから82ページになります。場所は77ページを御覧ください。上地区の白髪神社より南へ約300メートルほど行ったところになります。台帳は畑になっておりますが、現況は雑種地のようきれいに整地されてあります。申請人の方は、この場所を農機具置場として使用されるということです。問題ないと思いますので皆様の御審議方よろしくをお願いします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。これから申請番号1番の案件について審議を行いますが、5番委員は、申請された当事者ですので、審議の時間退出をお願いいたします。それでは、申請番号1番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号1番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。賛成多数です。したがって、申請番号1番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。それでは、審議が終了しましたので、5番委員の入室を許可します。

日程第11 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） はい、農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は83ページからになります。今回は2件の審議をお願いします。申請番号1番について、資料は85ページを御覧ください。使用貸人は、町内の個人、使用借人は町外の個人の方です。転用する土地は1筆で地目は台帳は田、現況は畑、転用面積は549㎡です。移転する内容は使用貸借で、転用の目的は個人住宅です。資料87ページを御覧ください。申請地は10ha以上の農地の集団にある第1種農地です。しかし、申請地周辺の集落に居住するものの、日常生活上必要な施設であることと、農業振興地域整備計画の

農用地区域の除外地であることから、個人住宅への転用は可能です。資料８９ページから事業計画書、資金計画書、残高証明書、住宅ローン事前審査書等を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

申請番号２番について、資料９６ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。転用する土地は１筆で地目は台帳現況とも田、転用面積は４７０㎡です。移転する内容は贈与で転用の目的は個人住宅です。資料９９ページを御覧ください。申請地は１０ｈａ以上の農地の集団による第１種農地です。しかし、申請地周辺の集落に居住する者の日常生活上必要な施設であることと、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地であることから、個人住宅への転用は可能です。資料１０１ページ、から事業計画書、資金計画書、住宅ローン事前審査書等を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班、第２班の現地調査がありましたので、申請番号１番の案件について３番委員の田崎委員より、申請番号２番の案件について２１番委員の竹下委員より報告をお願いします。

○３番委員（田崎 洋一郎君） はい、３番田崎です、５条の申請番号、１番、この件について、午前中の現地調査を報告します。これは使用貸借の契約となっており、貸人、借人は親子の関係になります。場所ですが、８７ページを御覧ください。須恵阿蘇地区の町道の中央線を平山方面に向かい、阿蘇釈迦堂の手前３００ｍほどのところにあります。８６ページを御覧ください。現地は、この図のようにコの字型になっておりまして、今回転用されるという土地はですね、この宅地の奥側と右側になります。現在は何もつくられておらず、草を払って管理してある状態です。この地図の左側のほうは水田として利用されています。先ほどもありましたが農用地区域の除外地であり、何ら問題はないと考えます。審議方よろしくお願いします。以上です。

○２１番委員（竹下 正男君） はい、２１番の竹下です。農地法第５条の規定による許可申請について、申請番号２番の案件について、午前中、現地調査の結果を報告いたします。資料は９５ページから１０６ページになります。９９ページを御覧ください。場所はですね、岡原の専立寺保育園から北のほうへ３００ｍ、あさぎりホームからも３００ｍぐらいのところにあります。譲受人は、譲渡人の孫になります。譲受人は現在岡原の実家で借家住まいをされておりまして、祖父の土地を贈与していただき、自己の住宅を建築するということです。環境的にも何も問題なく新築することに別に問題ないと思います。皆様方の御審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、議案第３号農地法第５条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号１番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号１番の案件について採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、申請番号１番の案件については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号２番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号２番の案件について採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。賛成多数です。したがって、申請番号2番の案件については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

日程第12 議案第4号 農用地利用集積計画(第4回)の決定について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第12、議案第4号、農用地利用集積計画(第4回)の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹(椎葉 尚宏君) それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は108ページから御覧ください。108ページ上段の、185番から124ページ、上段の217番までは、期間満了に伴う賃借権の再設定です。続きまして、下段の218番につきましては、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。125ページを御覧ください。125ページ上段の219番から、129ページ、下段の228番までは、新規の賃借権の設定です。130ページを御覧ください。上段の229番から、その下ですね。229番までは、期間満了に伴う農地中間管理事業による賃借権の再設定です。隣131ページを御覧ください。131ページの上段の230番から、132ページ下段の231番までは、新規の農地中間管理事業による使用貸借権の設定です。133ページを御覧ください。上段の232番から、141ページ下段の241番までは、新規の農地中間管理事業による賃借権の設定です。

引き続き所有権移転に係る分について御説明いたします。142ページを御覧ください。今回は2件の申請です。18番から19番まで農業公社が買入れするものです。18番の買入れ価格30万円、19番の買入れ価格37万円、以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。145ページから147ページにかけて、利用権及び集積に係る資料を載せております。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第4号、農用地利用集積計画(第4回)についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。これから議案第4号、農用地利用集積計画(第4回)について採決いたします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

日程第13 議案第5号 あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第13、議案第5号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹(椎葉 尚宏君) はい、それでは説明いたします。資料は148ページから149ページを御覧ください。今回は1件の申出が提出されております。申請番号1番の経営面積は約227a。経営形態は果樹、水稻となっています。町のあっせん基準では、経営形態が果樹、水稻に分類され、名簿登録のための要件となる基準面積135a以上の面積を経営されていることから、名簿への登録は適正と考えます。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第5号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について

の説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。これから議案第5号あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、賛成多数です。したがって、本案は、原案のとおり決定しました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成6年度あさぎり町農業委員会第1回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長(橋本 英樹君) 起立願います。礼。

閉会 午後2時27分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年4月10日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 1番 廣瀬 孝喜

あさぎり町農業委員会 署名委員 2番 村田 新一